

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	駅前広場維持工事	
契 約 内 容	犬山駅西エレベーターのワイヤーロープ取替工	
契 約 期 間	令和3年9月8日から令和3年10月29日まで	
契 約 締 結 日	令和3年9月7日	
契 約 相 手 方	三菱電機ビルテクノサービス(株)中部支社	
契 約 金 額	660,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>令和3年8月27日に犬山駅西エレベーターが停止したため、保守点検受託者による点検を実施した結果、エレベーター本体の異常が確認された。このため、エレベーターの製造元である三菱電機ビルテクノサービス(株)による緊急点検を実施したところ、エレベーターの巻上げを行うワイヤーロープの摩耗が著しく進行しており、法定基準を下回る数値が確認された。当該施設は犬山駅を利用する多くの市民が使用し、年配者等にとって必要不可欠な役割を担っており、早期に再稼働を行う必要があることから、当該施設の製造元で、機器構造を熟知している三菱電機ビルテクノサービス(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	第二加圧所遠方監視設備修繕	
契 約 内 容	遠方監視設備が故障した為、修繕を実施する。	
契 約 期 間	令和3年9月22日から令和3年12月15日	
契 約 締 結 日	令和3年9月22日	
契 約 相 手 方	(株) ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	
契 約 金 額	440,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	遠方監視設備が故障した為、修繕が必要である。 修繕対象である遠方監視設備は（株）ウォーターエージェンシー愛知オペレーションセンターが構築したものであり、製造元である同業者の他に当該設備の修繕を施行出来る業者がない為、上記根拠規定に基づき随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕(犬山下時迫間)	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和 3年 7月14日から令和 3年 8月30日	
契 約 締 結 日	令和 3年 7月14日	
契 約 相 手 方	(株)三輪工業所	
契 約 金 額	383,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕(長者町)	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年8月3日から令和3年9月15日	
契 約 締 結 日	令和3年8月3日	
契 約 相 手 方	小島施設（株）	
契 約 金 額	401,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕(羽黒向浦)	
契 約 内 容	羽黒向浦地内の配水管が破損し、道路内で漏水が発生しているため、道路内を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年8月10日から令和3年8月24日	
契 約 締 結 日	令和3年8月10日	
契 約 相 手 方	(株) 水野設備	
契 約 金 額	379,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路内から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕(楽田本町)	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和 3年 8月19日から令和 3年9月24日	
契 約 締 結 日	令和3年 8月19日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	371,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕(楽田野田)	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年7月22日から令和3年9月6日	
契 約 締 結 日	令和3年7月22日	
契 約 相 手 方	美乃又住宅設備(資)	
契 約 金 額	608,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	管きよ修繕（農集その1）	
契 約 内 容	管きよ修繕（VUφ200）一式 仮舗装工（県道車道：B交通）一式	
契 約 期 間	令和3年8月24日 ～ 令和3年9月22日	
契 約 締 結 日	令和3年8月23日	
契 約 相 手 方	（株）久保田建設	
契 約 金 額	651,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本修繕は、管路調査委託（農集その1）の調査結果において、下水道管渠内に本体破損が見られたため、緊急的に修繕（ハイセラミック管φ200からVUφ200に更新 L=2.0m程度 ※掘削後に確認必要）を行う必要が生じたため実施するものです。直ちに現場作業に着手可能な（株）久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約とします。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設No.2 集じん灰移送装置補修工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設No.2 集じん灰移送装置の補修	
契 約 期 間	R3. 7. 27～R3. 8. 31	
契 約 締 結 日	R3. 7. 26	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	1,980,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされており、本工事の施工事業者に対しては、本工事で整備を行うNo.2集じん灰移送装置を含む灰出設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、2号炉バグフィルタから排出される飛灰を飛灰処理設備へ移送する重要な工程を担うNo.2集じん灰移送装置の補修を行うため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社 川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者の本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となると判断される。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である株式会社 川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>(※) 上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受注者である第三者機関からも株式会社 川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター粗大ごみ処理施設貯留コンベヤ補修工事	
契 約 内 容	都市美化センター粗大ごみ処理施設貯留コンベヤ補修工	
契 約 期 間	R3. 8. 26～R4. 2. 28	
契 約 締 結 日	R3. 8. 25	
契 約 相 手 方	極東開発工業 株式会社	
契 約 金 額	8,580,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・貯留コンベヤは、投入ホップと一体であり、粗大ごみが投入される機器であるため、投入時の衝撃や防じん対策の散水等に耐えることができる、強度と耐食性が求められる。</p> <p>・本工事は、貯留コンベヤの主要構成部品であるエプロンパン及びコンベヤチェーンを交換するもので、特にエプロンパンはプラントメーカーのノウハウによる特殊塗料が施工されており、傷が付きにくく錆の発生を抑制し長時間使用できるものである。</p> <p>・極東開発工業株式会社は、本処理施設を設計・施工した事業者であり、また、施設の稼働当初から今日まで、継続的に点検や維持補修を実施してきた事業者であるため、同社が最も本処理施設の各設備について熟知している事業者であると考えられる。</p> <p>・安定稼働には、確実な交換・調整を行う必要があり、既存設備に精通した同社に施工させることにより、一体的な性能を保証させることができる。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、極東開発工業株式会社を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設 1 号炉誘引送風機補修工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設 1 号炉誘引送風機補修工	
契 約 期 間	R3. 8. 24～R3. 9. 30	
契 約 締 結 日	R3. 8. 23	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	891,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	○ 第 1 号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。</p> <p>そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修・整備を行う誘引送風機を含む通風設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事の施工においては焼却炉内から誘引送風機までの通風経路に存在している、ガス冷却室、減温塔、バグフィルタ等の各設備の内部において発生する圧力損失を考慮した調整の実施が必須であるため、既存各設備の設計・施工事業者である、株式会社 川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成 2 0 年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社 川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課